

【しまね暮らし推進課所管】国等が募集中・募集予定している補助事業一覧

H25.12.19現在

	総務省 過疎集落等自立再生対策事業 (H25補正予算)	総務省 地域経済循環創造事業交付金 (H25補正予算)	(一財)地域活性化センター 移住・交流による地域活性化 支援事業(H26年度)	(一財)地域活性化センター 地域づくりアドバイザー事業 (H26年度)	(一財)地域活性化センター 地域イベント助成事業 (H26年度)
事業主体	住民団体、NPO法人等	事業者(法人、個人、協同組合等)	市町村、NPO、商工会、観光協会、農協等	市町村等	地域コミュニティ(自治会、地域づくり団体、実行委員会等)
補助(交付)限度額	1,000万円以内 *ソフト事業対象(ソフト事業に付随したハード事業は対象)	5,000万円以内【予定】 *事業化段階で必要となる設備投資対象	200万円以内 *ソフト事業対象(ソフト事業に付随したハード事業は対象)	20万円以内 *謝金、交通費、宿泊費	100万円以内
補助(交付)率	10/10	定額	10/10	10/10	10/10
事業概要	住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業の実施に必要となる経費に対し、交付金を交付。	事業者が地域資源の活用、雇用を創出等の効果を有する事業の事業化段階で必要となる経費に対し、交付金を交付。	市町村、地域団体等が実施する移住・交流を推進する事業の実施に必要となる経費に対し、助成。	市町村等が地域の活性化を推進するために専門家を招聘して助言を受ける事業又は研修会の実施に必要となる経費に対し、助成。(派遣回数は任意)	地域コミュニティが主体となって行う地域の活性化に貢献するイベントの実施に必要となる経費に対し、助成。
スケジュール	(12/24)申請予定量調査 (1/9)事業計画書提出期限 《県締め切り、電子》 (1/16)事業計画書提出期限 《県締め切り、紙ベース》	未定(募集は1月以降になる見込み)	(12/11~1/20)募集期間	(12/11~1/20)募集期間	未定(12月25日頃から募集開始予定)
提出先及び問い合わせ先	しまね暮らし推進課・荒木	しまね暮らし推進課・埴田(そねだ)	しまね暮らし推進課・埴田(そねだ)	しまね暮らし推進課・埴田(そねだ)	しまね暮らし推進課・埴田(そねだ)
備考	・自治体の予算措置が必要。	・事業者、自治体、金融機関の三者連携が必須。 ・金融機関の融資が必須。 ・交付金は「設備投資額」から「融資額」を差し引いた金額を対象に交付。 ・自治体の予算措置が必要。	・1都道府県あたり推薦枠3件。 ・地域団体等は市町村経由で助成。 ・要綱、H25採択実績等は下記HPを参照のこと。 【地域活性化センターHP「移住・交流による地域活性化支援事業について」】 http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/3_kikaku/ijyu_koryu/iiuukouryu_top.htm	・市町村等の直接執行分が助成対象(地域団体等への補助は対象外) ・要綱、H25採択実績等は下記HPを参照のこと。 【地域活性化センターHP「地域づくりアドバイザー事業」】 http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/7_consult/adviser/advis.htm	・1都道府県あたり推薦枠3件。 ・自治体等の公的団体主催のイベントは対象外。 ・実行委員会に自治体、公的団体が構成メンバーとして加わるの可能だが、その場合、地域のコミュニティが主導しているイベントが対象。 ・自治体の予算措置が必要。